

『会員制度』と『特定商工業者制度』

「特定商工業者」は「商工会議所会員」とは異なります

特定商工業者とは、商工会議所法（昭和28年8月1日法律143号、平成17年4月1日改正）により市内の事業所で資本金額が300万円以上または営業所等の従業員が20人以上（商業・サービス業は5人以上）に該当する商工業者をいいます。

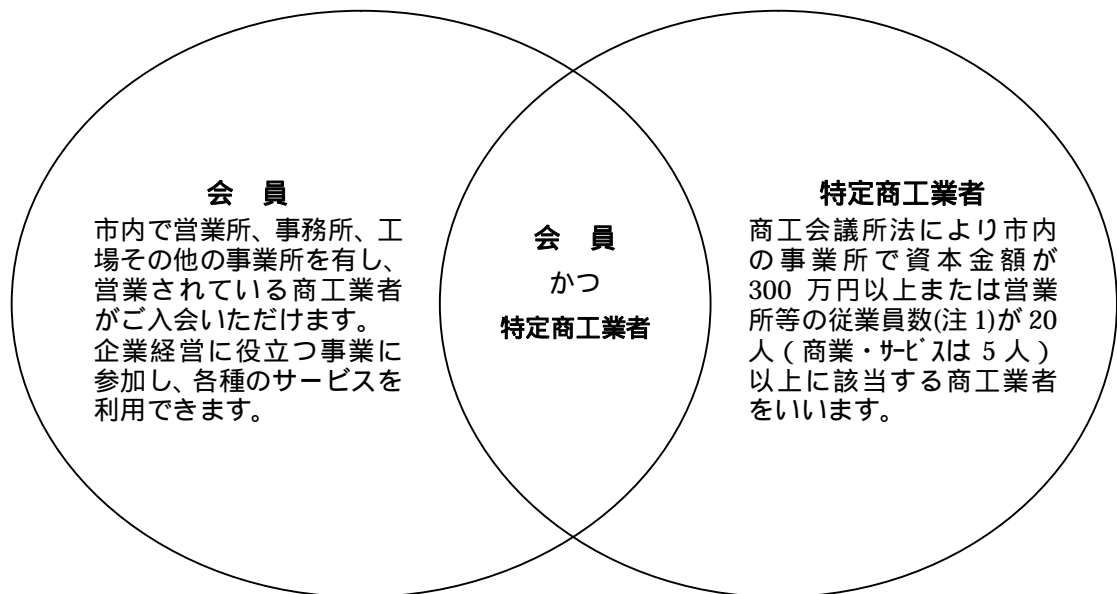
特定商工業者として、事業内容を商工会議所へ登録されただけでは会員ではありませんのでぜひ会員にご加入ください。

【会員】

自由意思によって加入し、商工会議所の諸事業をより積極的に活用することにより、事業の拡大を図ることができるのが会員です。負担金(4,000円)とは別に会費をご負担いただきます。

【特定商工業者】

商工会議所法（昭和28年8月1日法律143号、平成17年4月1日改正）により定められた基準を満たす商工業者が該当し、会員・非会員を問わず、商工会議所への登録義務および負担金納入のご協力をお願いいたします。



(注1)

本制度における「従業員」とは、「事業所に常時雇用されている人」を指し、具体的には、期間を定めずに雇用されている人、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人が対象となります。正社員以外の嘱託、パートタイマー、アルバイト、家族従業員等であっても上記に該当すれば従業員に含まれます。(無給役員、派遣社員は含まれません)

特定商工業者とは？

毎年4月1日現在において、岡崎市内（六ツ美・額田地区を除く）で6ヶ月以上事業を続けている商工業者（本社をはじめ支店、営業所、出張所、事務所、工場など）で、次の ・ のいずれかに該当されると「特定商工業者」となります。

資本金（払込済出資総額）が300万円以上

営業所等の常時使用する従業員数（注1）が20人（商業・サービス業は5人）以上

法定台帳とは？

特定商工業者に該当されている4,000社を超える方々が、自社の事業内容等を商工会議所に登録する台帳のことで、本所では毎年新規該当社を追加し、2年ごとに全社にご案内し整備をしております。これによって常に業界の実態を把握し、またこの台帳を活用して皆様の事業に役立たせるものです。いわば企業の戸籍台帳です。（商工会議所法第10条・第11条）

法定台帳の活用

商工会議所は、ご登録いただいた法定台帳を全商工業者の発展に資する貴重な資料として最善の注意をもって管理すると共に、商取引の照会・あっ旋・各種証明・商工業者名簿（商工名簿）の作成・その他あらゆる面で皆様のお役に立つよう広く活用しております。（但し秘密事項の保持に関しては、法律上厳しく規定されていますのでご安心ください。）またこの法定台帳は、税金などの資料にはなりません。

負担金とは

特定商工業者の過半数の同意を得、岡崎市長の許可を受けて、法定台帳の維持・管理費用として、負担金（年間4,000円）を均等に賦課させていただいております。（商工会議所法第12条）

税金とは異なり不払いによる罰則規定はありませんが、すべての該当事業所に納入のご協力をお願いしております。

商工会議所会費とは異なります。

負担金は税法上、公租公課費目として損金処理ができます。

特定商工業者の特典

法定台帳にもとづいて商取引のあっ旋、照会等を受けることができます。
岡崎の商工業者を代表する商工会議所議員の選挙権（1個）が行使できます。

事業のご案内や、各種ビジネス情報を満載した「商工会議所会報」を年2回お届けするほか、種々の情報提供をいたします。

より多くのサービスをご利用いただくために、会員(任意加入)へのご加入をお勧めします。

加入手続き・お問い合わせは 会員サービス 53 - 6164まで
会員特典詳細は <http://www.okazakicci.or.jp/osusume/tokuten.html>

【参考】商工会議所法（法律第143号 昭和28年8月1日公布） 法定台帳に関する条文抜粋

(法定台帳の作成)

第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。

(2～6項まで略)

7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第11条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

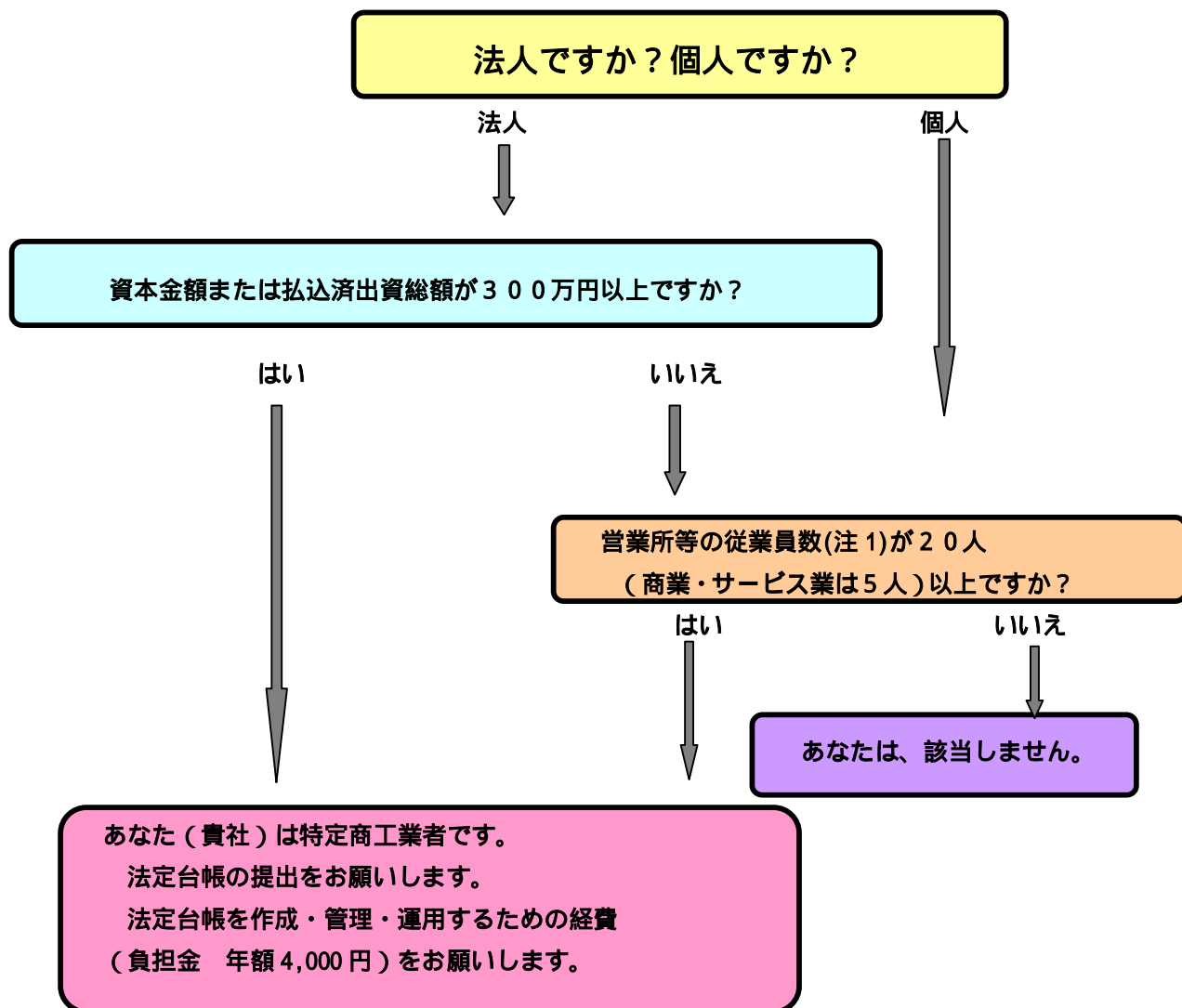
第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

【チャートで早分かり】 貴社は、特定商工業者ですか？

「特定商工業者」は商工会議所法（昭和28年8月1日法律143号）によって定められた制度で、毎年4月1日現在で、岡崎市内に6カ月以上営業所・事務所・工場等を有する商工業者のうち、一定基準に該当する事業者のことで。

S T A R T



(注1)

本制度における「従業員」とは、「事業所に常時雇用されている人」を指し、具体的には、期間を定めずに雇用されている人、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人が対象となります。正社員以外の嘱託、パートタイマー、アルバイト、家族従業員等であっても上記に該当すれば従業員に含まれます。(無給役員、派遣社員は含まれません)